

令和7年度

償却資産（固定資産税）申告の手引き

市税につきましては、日頃からご協力をいただき厚くお礼申し上げます。

固定資産税は、土地や家屋のほかに償却資産（事業用の資産）についても課税の対象となります。

償却資産の所有者は、地方税法第383条の規定により、毎年賦課期日（1月1日）現在、所有している償却資産を資産所在地の市町村長に1月31日までに申告することになっています。

つきましては、この「申告の手引き」を参照して申告書等を作成のうえ、ご提出くださるようお願いいたします。

1 提出期限 **令和7年1月31日（金）**

※ 期限間近になりますと窓口が混雑いたしますので、早期提出にご協力ください。

2 提出書類 償却資産申告書、種類別明細書

（詳しくは6ページをご参照ください）

個人の方の償却資産申告書にはマイナンバー（個人番号）の記載が必要です。

※ 初めて申告書を提出される方は、税務署に提出された「減価償却額（費）計算書」や「固定資産台帳」又は「減価償却資産の償却額の計算に関する明細書」【別表16(1)、16(2)、16(7)等で資産の内訳（資産名称・取得年月・取得価額・耐用年数・数量）がわかるもの】の添付をお願いします。

3 提出先 嘉麻市税務課 資産税係（本庁舎1階）

〒820-0292 嘉麻市岩崎1180番地1

直通（0948）42-7422

FAX（0948）42-7090

申告書を郵送にて提出される方で、受付の「控」が必要な方は、切手を貼付した返信用封筒を必ず同封してください。

嘉麻市

《目 次》

| | | |
|---|----------------------------------|----|
| 1 | 償却資産とは | |
| | (1) 償却資産とは | 1 |
| | (2) 償却資産の種類 | 1 |
| | (3) 業種別の主な償却資産 | 2 |
| | (4) 建物付属設備の償却資産と家屋の区分 | 3 |
| 2 | 償却資産の申告について | |
| | (1) 申告していただく方 | 4 |
| | (2) 申告の対象となる資産 | 4 |
| | (3) 申告の必要がない資産 | 4 |
| | (4) 国税との主な違い | 5 |
| 3 | 申告の方法について | |
| | (1) 一般方式(1年間の増加資産と減少資産のみを申告するもの) | 6 |
| | (2) 企業電算処理方式(毎年全資産を申告するもの) | 7 |
| | (3) 留意点 | 7 |
| | 償却資産の電子申告(エルタックス)について | 8 |
| 4 | 税額等について | |
| | (1) 評価額の算出方法 | 9 |
| | (2) 税額の算出方法 | 10 |
| | (3) 免税点 | 10 |
| | (4) 納期 | 10 |
| 5 | 非課税及び課税標準の特例等 | |
| | (1) 非課税となる資産 | 10 |
| | (2) 課税標準の特例が適用される資産 | 10 |
| | (3) 減免 | 10 |
| 6 | 実地調査協力をお願い | 10 |
| 7 | 申告書等の記載方法 | |
| | (1) 償却資産申告書 | 11 |
| | (2) 明細書(増加資産・全資産用) | 12 |

1 償却資産とは

(1) 償却資産とは

個人や法人で工場や商店などを経営している方、駐車場やアパートなどを貸し付けている方、農業等を営んでいる方が、その事業のために用いている構築物・機械及び装置・車両及び運搬具・工具・器具・備品等の資産を償却資産といい、土地・家屋と同じように固定資産税の対象となります。

(2) 償却資産の種類

償却資産を種類ごとに例示しますと、次のとおりです。

| 資産の種類 | | 資産の具体例（主なものを例示） |
|------------------|-----------------|---|
| 1 構 築 物 | 構 築 物 | 舗装路面、庭園、門・塀・緑化施設等の外構工事、広告塔、プレハブ式事務所、倉庫、ビニールハウスなど家屋と区別されるもの、その他土地に定着した土木設備 |
| | 建物付属設備 | 受・変電設備、予備電源設備、その他建築設備、内装・内部造作（3ページ「償却資産と家屋の区分」をご参照ください。） |
| 2 | 機 械 及 び 装 置 | 各種製造設備等の機械装置、クレーン等建設機械、農業用機械装置、駐車場の機械装置 |
| 3 | 船 舶 | 一般船舶、作業船、漁船、遊漁船、ボート |
| 4 | 航 空 機 | 飛行機、ヘリコプター、グライダー |
| 5 | 車 両 及 び 運 搬 具 | <p>動力運搬車、大型特殊自動車（0、00～09、000～099、9、90～99、900～999 ナンバーの車両）</p> <p>※自動車税、軽自動車税の課税対象となる資産は入りません。</p> <p>注）次の要件を1つでも満たす場合は、大型特殊自動車となります。 （小型特殊自動車は軽自動車税の課税対象です。）</p> <p>①農耕作業用自動車…最高速度 35km/h 以上のもの</p> <p>②農耕作業用自動車以外のもの</p> <p>ア 最高速度 15km/h 以上のもの</p> <p>イ 自動車の長さが 4.7メートルを超えるもの</p> <p>ウ 自動車の幅が 1.7メートルを超えるもの</p> <p>オ 自動車の高さが 2.8メートルを超えるもの</p> |
| 6 | 工 具 器 具 及 び 備 品 | 測定・検査工具、医療機器、厨房用機器、理美容機器、自動販売機、エアコン、家具、カーテン、陳列ケース、広告看板、パソコン、電話機、生物（観賞用、興業用に供する生物に限る） |

(3) 業種別の主な償却資産

| | 主な償却資産の内容 |
|------------------|---|
| 共 通 | 門・塀・庭園・舗装路面・看板（広告塔・案内板・ネオンサイン等）・受変電設備・屋外給排水設備・屋外電気設備・浄化槽・太陽光発電・タイムレコーダー・事務機・応接セット・ロッカー・キャビネット・金庫・コピー機・ルームエアコン・パソコン・LAN 配線・レジシステム・冷蔵庫・カーテン及び電球などの消耗品・監視カメラ・その他 |
| 農業・畜産業 | ビニールハウス（14又は10）・ボイラー（7）・田植機（7）・トラクター（7）・牛舎・鶏舎・堆肥舎（構造による）・その他 |
| 喫茶・飲食店 | 食卓（5）・椅子（5）・厨房用品（5）・カラオケ（5）・ベルスター（6）・その他 |
| 理・美容業 | 理・美容椅子（5）・シャンプー台（5）・消毒殺菌器（5）・タオル蒸器（5）・パーマ器（5）・湯沸かし器（6）・その他 |
| クリーニング業 | 洗濯機（13）・脱水機（13）・ドライ機（13）・プレス（13）・その他 |
| 小 売 業 食肉鮮魚販売業 | 冷蔵ストッカー（4）・陳列ケース（6又は8）・自動販売機（5）・冷凍機（9）・肉切断機（9）・挽肉機（9）・電子秤（5）・その他 |
| 建 設 業 | ブルドーザー（8）・パワーショベル（8）・フォークリフト（8）・大型特殊自動車（8）・発電機（6）・その他 |
| 自動車修理業 | 旋盤（15）・プレス（15）・圧縮機（15）・測定工具（5）・検査工具（5）その他 |
| 金属加工業 | 旋盤（10）・ボール盤（10）・フライス盤（10）・プレス（10）・圧縮機（10）・測定・検査工具（5）・その他 |
| 開業医 | レントゲン機器（6）・調剤機器（6）・ファイバースコープ（6）・消毒殺菌用機器（4）・手術機器（5）・歯科診療ユニット（7）・その他 |
| 不動産貸付業 | 金属造の塀（10）・コンクリート造の塀（15）・緑化施設（20）・駐車場の舗装（15又は10）・中央監視装置（13）・その他 ※財務会計上は家屋と一括して減価償却していても、固定資産税の家屋評価に含まれない建築設備や外構工事は、償却資産の申告対象です。 |

() 内の数字は、その業種における主な償却資産の耐用年数です。

(4) 建物附属設備の償却資産と家屋の区分

この表は通常設備について一般的に区分したものです。特定の生産又は業務用の設備等については、取り扱いが異なる場合がありますので、詳しくはお問い合わせください。

| 設備の区分 | | 償却資産とするもの | 家屋に含めるもの |
|-------|----------|---|----------------|
| 内装・造作 | | 賃借人等が施工したものの（「家屋に含めるもの」に記載された設備等も含む。） | 所有者が施工したもの |
| 電気設備 | 受・変電設備 | 変圧器並びに付属する配管及び配線一式、工業用変送電設備 | |
| | 予備電源設備 | 発電設備、蓄電池設備 | |
| | 中央監視設備 | 監視制御盤、センサー、配管、配線 | |
| | 動力配線設備 | 特定の生産又は業務用設備 | 左記以外の設備 |
| | 電灯照明設備 | 屋外照明設備、ネオンサイン、スポットライト | 屋内照明設備 |
| | 電力引込設備 | 引込工事 | |
| | 電話設備 | 電話機、交換機、電源装置 | 配管、配線 |
| | インターホン設備 | インターホン機器 | 配管、配線 |
| | 放送設備 | マイクロホン、アンプ、スピーカー、出力制御盤 | 配管、配線 |
| | ＩＴＶ設備 | 受像機、カメラ | 配管、配線 |
| | 電気時計設備 | 時計、配電盤 | 配管、配線 |
| | 共同聴視設備 | | 全て |
| | ナースコール設備 | | 全て |
| ガス設備 | | 屋外設備、引込工事、特定の生産又は業務用設備 | 左記以外の設備 |
| 給排水設備 | 水源 | 井戸、屋外設備 | |
| | 給水設備 | 屋外設備、引込工事、ばっき装置、ろ過装置 | 左記以外の設備 |
| | 排水設備 | 屋外設備、引込工事 | 左記以外の設備 |
| 衛生設備 | | 事業用流し類 | |
| 給湯設備 | 局所給湯設備 | 瞬間湯沸器、貯湯式給湯器、ボイラー、貯湯槽 | 配管、ユニットバス等用給湯器 |
| | 中央給湯設備 | ソーラー式集熱器 | 左記以外の設備 |
| 防災設備 | 火災報知設備 | 住宅用火災警報器、屋外設備 | 自動火災報知設備一式 |
| | 消火設備 | 消火器、避難器具、ガスボンベ、屋外消火栓設備 | 左記以外の設備 |
| | 避雷設備 | | 全て |
| 換気設備 | | 特定の生産又は業務用設備 | 左記以外の設備 |
| 空調設備 | | ルームエアコン、特定の生産又は業務用設備 | 左記以外の設備 |
| 運搬設備 | | 特定の生産又は業務用の設備 | 左記以外の設備 |
| 厨房設備 | | 調理機器、食器洗浄器、製氷機、冷凍冷蔵庫 | |
| その他設備 | 洗濯機設備 | 洗濯機、脱水機、乾燥機、プレス機、事業用給配水管 | |
| | 医療機器設備 | 医療用ガス設備、吸引設備、滅菌水製造設備、ボンベ、真空ポンプ、消毒設備、手術設備、X線設備 | |
| | その他 | 広告塔、看板、簡易仕切、陳列棚、機械式駐車設備、カーテン、ブラインド、LAN設備 | |
| 外構工事 | | 舗装路面、門、塀等の土木設備又は工作物 | |

2 償却資産の申告について

(1) 申告していただく方

令和7年1月1日現在、嘉麻市内に償却資産を所有している個人や法人の方で、次に掲げる方も含みます。

- ア 償却資産を他に賃貸している方
- イ 割賦販売の場合、所有権が売主に留保されている償却資産は原則として買主の方
- ウ 償却資産の所有者がわからない場合は、使用されている方
- エ 償却資産を共有で所有されている方
- オ 「所有権移転外ファイナンス・リース取引」に該当するリース資産を所有されている方（原則としてリース会社）

(2) 申告の対象となる資産

令和7年1月1日現在事業の用に供することができる資産で、次に掲げる資産も含みます。

- ア 建設仮勘定で経理されている資産、簿外資産及び償却済資産であっても令和7年1月1日現在において事業の用に供しているもの
- イ 遊休又は未稼働の資産であっても、令和7年1月1日現在において事業の用に供することができるもの
- ウ 改良費(資本的支出:新たな資産の取得とみなし、本体とは区別して取扱います。)
- エ 福利厚生の用に供するもの
- オ 使用可能な期間が1年未満又は取得価額が10万円未満の償却資産であっても、固定資産に関する帳簿等に計上されているもの
- カ 租税特別措置法の規定を適用し、即時償却等をしているもの
- キ **賃借人等(テナント)が施工した内装、造作、建築設備等の資産**
※賃借人等(テナント)が償却資産として申告することになります。
(地方税法第343条第9項、嘉麻市税条例第54条第8項)

(3) 申告の必要がない資産

- ア 無形固定資産(鉱業権、漁業権、特許権、営業権、ソフトウェア等)
- イ 車両及び運搬具のうち、自動車税の課税対象となる自動車並びに軽自動車税の課税対象となる原動機付自転車、軽自動車、小型特殊自動車及び二輪の小型自動車
- ウ 平成10年4月1日以後開始の事業年度に取得した償却資産で、
 - ・耐用年数が1年未満または取得価額が10万円未満の償却資産について、税務会計上固定資産として計上していないもの(一時に損金算入しているもの)
 - ・取得価額が20万円未満の償却資産を、税務会計上3年で一括償却しているもの

(4) 国税との主な違い

| 項目 | 固定資産税の取り扱い | 国税の取り扱い |
|--------------------|--------------------------------|--------------------|
| 償却計算の期間 | 暦年（賦課期日制度） | 事業年度 |
| 減価償却の方法（注1） | 一般の資産は固定資産税定率法 | 一般の資産は定率法・定額法の選択制度 |
| 前年中の新規取得資産 | 半年償却 | 月割償却 |
| 圧縮記帳の制度（注2） | 認められません | 認められます |
| 特別償却・割増償却（租税特別措置法） | 認められません | 認められます |
| 増加償却（注3）（所得税・法人税） | 認められます | 認められます |
| 少額減価償却資産の即時償却（注4） | 認められません | 認められます |
| 評価額の最低限度 | 取得価額の100分の5 | 備忘価額（1円）まで |
| 改良費 | 区分評価（改良を加えられた資産と改良費を区分して評価します） | 合算評価 |

（注1） 平成19年度の法人税法等における減価償却制度の抜本改定による新定率法（25%定率法）及び残存価額と償却可能限度額の廃止（備忘価額1円）については、税の性格等から固定資産税に対しては適用になりませんのでご注意ください。なお、固定資産税定率法とは、法人税法等の旧定率法の減価率と同様です。

（注2） 圧縮記帳の制度は認められていません。国庫補助金等で取得した資産で取得価額の圧縮をしたものについては、圧縮前の取得価額を記入してください。

（注3） 法人税法施行令第60条又は所得税法施行令第133条の規定による増加償却、法人税法施行令第60条の2又は所得税法施行令第133条の2に規定する陳腐化資産の一時償却を行った資産については、償却資産の評価上控除額の加算を行うことができます。増加償却の場合は「税務署長への届出書」の写しを、陳腐化資産の場合は「国税局長の承認通知書」の写しを添付してください。

（注4） 租税特別措置法を適用した、中小企業者の少額資産特例において取得し使用する、取得価額30万円未満の減価償却資産については、当該取得の年度で合計額300万円まで必要経費に計上または損金算入することができますが、固定資産税（償却資産）では課税対象資産となります。

3 申告の方法について

(1) 一般方式(1年間の増加資産と減少資産のみを申告するもの)
提出していただく書類

| 申告内容 | 提出書類 | | 備考 (嘉麻市内における償却資産について) |
|-----------------|------|-------------------------|---|
| | 申告書 | 種類別明細書 増加資産・ 全資産用 | |
| 増加した資産がある方 | ○ | ○ | 種類別明細書(増加資産・全資産用)に、増加した資産を追加で記入してください。 |
| 減少した資産がある方 | ○ | ○ | 種類別明細書(増加資産・全資産用)に、減少した資産を二重線等の見え消しで記入してください。 |
| 増加・減少資産の両方ともある方 | ○ | ○ | 種類別明細書(増加資産・全資産用)に増加・減少した資産を記入してください。 |
| 資産の増減がない方 | ○ | × | 申告書「18.備考」欄の「昨年の申告資産に増減なし」と記載してください。 |
| 廃業・転出された方 | ○ | × | 申告書「18.備考」欄「廃業・解散・転出等」と記載し、その年月日を記入してください。 |
| 該当する資産がない方 | ○ | × | 申告書「18.備考」欄の「該当する資産なし」と記載してください。 |

ア 令和7年1月2日以後に新たに事業を開始された方、全資産申告をお願いした方は「増加した資産がある方」の欄をご参照ください。

イ 初めて申告書を提出される方は、税務署に提出された「減価償却額(費)計算書」や「固定資産台帳」又は「減価償却資産の償却額の計算に関する明細書」【別表16(1)、16(2)、16(7)等で資産の内訳(資産名称・取得年月・取得価額・耐用年数・数量)がわかるもの】の添付をお願いします。

ウ 住所や社名等の変更があった場合は、備考欄に変更前の住所、社名等を記入してください。

(2) 企業電算処理方式（毎年全資産を申告するもの）

| 申告内容 | 提出書類 | | 備考 (嘉麻市内における償却資産について) |
|------------|------|-------------------------|--|
| | 申告書 | 種類別明細書 増加資産・ 全資産用 | |
| 該当する資産がある方 | ○ | ○ | 種類別明細書（増加資産・全資産用）に、所有している償却資産をすべて記入してください。 |

ア 全国的に統一された様式により、申告してください。

ただし、独自の様式で申告される場合は、次の事項に留意してください。

- (1) 全国的に統一された様式による記載項目の全てを記載すること。
- (2) 全資産について、固定資産税にかかる償却資産の評価方法による評価計算を行うこと。
- (3) 課税標準の特例の適用がある場合には、その特例の率及び課税標準額を記載した様式であること。
- (4) 種類別明細書は、種類ごとに区分して作成し、その合計額を記載すること。
- (5) 資本的支出にかかる改良費については、新たな資産の取得とみなし本体と区分して評価計算を行うこと。
- (6) 評価計算上の償却可能限度額は、取得価額または資本的支出の 95%までとすること。

イ リース会社が電算処理により毎年全資産申告をされる場合、種類別明細書について、主に次のような例外が認められています。

- (1) 行数の増加（50 行）
- (2) 「賃借人名（使用者名）」の項目を設けて記載すること。
- (3) 「課税標準の特例」「増加事由」の項目の抹消。ただし、「摘要欄」に記号で表示し、欄外に記号の説明をつけること。

※ 新たに電算処理により全資産申告をされる方は、事前にご相談ください。

(3) 留意点

正当な理由がなく申告をされなかった場合は、嘉麻市税条例第 75 条の規定により過料を科せられるほか、地方税法第 368 条の規定により不足税額に加えて延滞金を徴収されることがあります。また、虚偽の申告をされますと地方税法第 385 条の規定により罰金等を科せられることがあります。

なお、平成 18 年度から地方税法第 354 条の 2 の規定により国税資料の閲覧が可能となりましたので、申告をされなかった場合、最終的にはその資料に基づき推計課税を行う場合があります。



償却資産の電子申告（エルタックス）

嘉麻市では、エルタックスによる償却資産の電子申告の受け付けを行っています。



とは

市税の手続きをインターネットを利用して電子的に行うシステムのことです。エルタックスは地方公共団体で組織する「社団法人地方税電子化協議会」が運営を行っています。



のメリット

事業所や自宅などからインターネットにより手続きができます。
混雑する窓口への持参、郵送の手間がかかりません。
電子申告の専用ソフト「PCdesk」を利用してスムーズに申告書が作成できます。



の利用方法

エルタックスホームページで利用届出を行っていただき、手続完了通知メールを受け取られた後、専用ソフト等を使用することにより償却資産の電子申告を行うことができます。

詳しい内容や手続きについては、エルタックスホームページ (<http://www.eltax.jp/>) でご確認ください。



についてのお問い合わせ先

地方税共同機構

電話 0570-081459

受付時間：8時30分から17時まで（土曜、日曜、祝日及び年末年始を除く）

4 税額等について

(1) 評価額の算出方法

- ① 資産を1件ずつ計算し、資産の評価額を算出します。
- ② 資産の取得時期、取得価格及び耐用年数から算出します。

ア 前年中に取得のもの

取得価格×前年中取得のものものの減価残存率＝評価額

イ 前年前に取得のもの

前年度評価額×前年前取得のものものの減価残存率＝評価額

毎年この方法により計算し評価額が取得価格の5%になるまで償却します。評価額が取得価格の5%未満になる場合は5%でとどめます。

《減価残存率表》

| 耐用年数 | 減価残存率 | | 耐用年数 | 減価残存率 | | 耐用年数 | 減価残存率 | |
|------|---------------------|-------------------|------|---------------------|-------------------|------|---------------------|-------------------|
| | 前年中取得のもの (1-r/2) | 前年前取得のもの (1-r) | | 前年中取得のもの (1-r/2) | 前年前取得のもの (1-r) | | 前年中取得のもの (1-r/2) | 前年前取得のもの (1-r) |
| 1 | | | 11 | 0.905 | 0.811 | 21 | 0.948 | 0.896 |
| 2 | 0.658 | 0.316 | 12 | 0.912 | 0.825 | 22 | 0.950 | 0.901 |
| 3 | 0.732 | 0.464 | 13 | 0.919 | 0.838 | 23 | 0.952 | 0.905 |
| 4 | 0.781 | 0.562 | 14 | 0.924 | 0.848 | 24 | 0.954 | 0.908 |
| 5 | 0.815 | 0.631 | 15 | 0.929 | 0.858 | 25 | 0.956 | 0.912 |
| 6 | 0.840 | 0.681 | 16 | 0.933 | 0.866 | 30 | 0.963 | 0.926 |
| 7 | 0.860 | 0.720 | 17 | 0.936 | 0.873 | 35 | 0.968 | 0.936 |
| 8 | 0.875 | 0.750 | 18 | 0.940 | 0.880 | 40 | 0.972 | 0.944 |
| 9 | 0.887 | 0.774 | 19 | 0.943 | 0.886 | 45 | 0.975 | 0.950 |
| 10 | 0.897 | 0.794 | 20 | 0.945 | 0.891 | 50 | 0.977 | 0.955 |

※ rとは、当該償却資産の耐用年数に応ずる減価率です。

[例えば]

取得価格 250,000 円、取得時期令和 6 年 2 月、耐用年数 4 年の場合

(前年中取得のものものの減価残存率・・・0.781)

(前年前取得のものものの減価残存率・・・0.562)

R7 250,000 円×0.781 = 195,250 円

R8 195,250 円×0.562 = 109,730 円

R9 109,730 円×0.562 = 61,668 円

R10 61,668 円×0.562 = 34,657 円

R11 34,657 円×0.562 = 19,477 円

R12 19,477 円×0.562 = 10,946 円 < 12,500 円

※令和 12 年度で算出額が取得価格の 5% (12,500 円) より小さくなるので、以降 12,500 円で評価されます。

(2) 税額の算出方法

| | | | | |
|---------------------|---|---------------------------|---|------------|
| 税額 (100 円未満切り捨て) | = | 課税標準額※ (1,000 円未満切り捨て) | × | 税率 (0.014) |
|---------------------|---|---------------------------|---|------------|

※課税標準額とは令和7年1月1日現在の償却資産の評価額の合計です。

(3) 免税点

課税標準額が150万円未満の場合は、課税されません。

(4) 納期

5月、7月、12月、2月の4回で納めてください。

ただし、過年度において申告すべきであった資産について、さかのぼって課税となった場合の納期は、1回になります。(嘉麻市税条例第7条)

5 非課税及び課税標準の特例等

(1) 非課税となる資産

地方税法第348条に定める資産については、非課税となります。該当する資産があると思われる場合は、お問い合わせください。

例) 国・県・市に無償貸与している公用または公共用の資産
宗教法人の宗教施設等

(2) 課税標準の特例が適用される資産

一定の要件を満たす償却資産は、公共料金の抑制、企業体質の改善、公害対策の充実等の様々な見地から地方税法第349条の3、同法附則第15条、同法附則第15条の2、同法附則第15条の3、同法附則第64条の規定の適用を受け、課税標準の特例が認められます。該当する資産があると思われる場合は、お問い合わせください。

※ 決定通知書や設備の見積書等が必要です。詳しくはお問い合わせください。

(3) 減免

天災などによる被害を受けた場合など、嘉麻市税条例等で定める要件を備えた償却資産は、所有されている方の申請により固定資産税が減免される場合があります。

詳しくはお問い合わせください。

6 実地調査協力をお願い

地方税法第353条及び地方税法第408条の規定に基づき、順次、申告内容の確認調査を実施しています。必要な帳簿類や参考書類の提出を求める場合や、資産にかかる調査を行いますので、その際には、ご協力をお願いいたします。

また、調査に伴って修正申告をお願いすることがありますが、その場合は、資産の取得年次に応じて現年度だけでなく過年度についても価格や税額の変更をすることになりますので、あらかじめご了承ください。

なお、正当な理由なく実地調査を拒否されると、地方税法第354条の規定により罰金などを科せられることがあります。